

平成19年12月25日

条例第34号

改正 平成25年3月22日条例第3号

平塚市民のこころと命を守る条例

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本的施策（第8条～第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、近年、平塚市（以下「市」という。）においても自殺が社会問題となっている状況にかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって市民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、単に精神保健的な観点からのみならず、様々な社会的な要因が関与していることを踏まえ、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市民が共に支えあう地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細かな施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、神奈川県、医療機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、国及び神奈川県と

協力しつつ、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、市と連携しながら、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第6条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分に配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(財政上の措置等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第8条 市は、自殺の防止等に関して、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第9条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する市民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成等)

第10条 市は、自殺対策の役割を担う人材の養成及び資質の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりの相談体制)

第11条 市は、心の健康の保持及び増進のため、職場、地域、学校等における相談体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(精神科医療の提供体制)

第12条 市は、自殺の危険性の高い者の早期発見に努め、これらの者が必要に応じて適切な精神科医療を受けられるよう医療体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(社会的な取組体制の整備)

第13条 市は、市民が抱える社会的な要因を含む様々な課題に対応できるよう、関係相談窓口の充実及び連携を図る等自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第14条 市は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第15条 市は、自殺者又は自殺未遂者の親族等が受ける深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策会議)

第16条 市は、総合的な自殺対策を推進するため、平塚市自殺対策会議(以下「自殺対策会議」という。)を置く。

2 自殺対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策について必要な関係機関相互の調整を図ること。
- (2) 自殺対策に関する重要事項について審議すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

3 自殺対策会議は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、自殺対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○平塚市自殺対策会議規則

平成25年3月29日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市民のこころと命を守る条例（平成19年条例第34号）第16条第6項の規定に基づき、平塚市自殺対策会議（以下「自殺対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 自殺対策会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、自殺対策会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 自殺対策会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 自殺対策会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 自殺対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 自殺対策会議は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 自殺対策会議の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、自殺対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平塚市自殺対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2項及び第3項の規定に基づき、平塚市自殺対策会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、会議公開を定める平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号）第31条の趣旨を最大限に実現するよう解釈・運用しなければならない。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の傍聴者定員は、10人以内とし、会議の都度、委員長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 平塚市自殺対策会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合を求めるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員に傍聴を認めるものとし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 前項の規定により傍聴を認められた者は、平塚市自殺対策会議傍聴希望者受付用紙（別記様式）に氏名、住所その他必要な事項を記入するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(その他の遵守事項)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、傍聴希望者及び傍聴人の遵守事項は、別記に定めるとおりとする。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、委員長が会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

平塚市自殺対策会議 傍聴希望者受付用紙

月 日(受付日)

住 所	氏 名	備 考

傍聴を希望される方の遵守事項について

- 1 傍聴の可否については、審議・検討する内容により、各審議会等で審議され決定されます。
- 2 会場の都合上、傍聴席数を超える場合は、抽選になります。抽選の場合には、受付番号順に抽選を行います。
- 3 傍聴を認められた方は、指定の場所で自己の名前を傍聴人受付用紙に、記入してください。
- 4 次に掲げる事項に該当する方は、会場への入場をお断りします。
 - (1) 危害を加えるおそれのある物を携帯している方（例：刃物）
 - (2) 氣勢を示すおそれのある物を携帯している方（例：ビラ、旗、プラカード）
 - (3) 威圧を与えるおそれのある物を携帯している方（例：鉢巻、腕章、ヘルメット）
 - (4) 騒音を出すおそれのある物を携帯している方（例：笛、ラッパ、太鼓、拡声器）
 - (5) 酒気を帯びていると認められる方
 - (6) 議事を妨げ、他人に迷惑を及ぼすなど会議の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- 5 傍聴する方は、静粛にし、次に掲げる事項を守ってください。
 - (1) 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 写真・ビデオ等の撮影や録音をしないこと。ただし、事前に会長等の許可を得たときは、この限りでない。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。ただし、水やお茶などペットボトルについて、事前に委員長等の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
 - (6) 携帯電話その他音を発する情報通信機器等の電源を切っておくこと。
 - (7) 会議の秩序を乱し、または議事の妨げになるような行為をしないこと。
 - (8) その他係員の指示する事項を守ること。
- 6 会の長（議長を含む。）は、傍聴する方が上記に定める事項に違反するときは正常な会議の進行を確保するためこれを制止し、その命令に従わないときは、必要に応じ、上記事項に反する傍聴人に退場を命じます。